

1. 介護保険施設等における高齢者虐待等に対する指導・監督の徹底と行政処分の厳格化について

(1) 虐待防止に重点を置いた機動的な指導・監査の実施について

今般、大手介護事業者グループが運営する複数の事業所において、養介護施設従事者等による深刻な高齢者虐待が発生し、関係自治体による指導・監査が行われ、事業所に対し行政処分がなされたところである。

高齢者虐待は、「人間の尊厳」を著しく侵害する行為であり、決してあってはならないものである。また、国民の介護保険制度への信頼性に関わる由々しき問題でもある。

都道府県等におかれては「介護保険施設等における高齢者虐待等に対する指導・監査等の実施について」（平成27年11月13日付け老指発第1113第1号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知（以下「指導室長通知」という。））でお示ししたとおり、高齢者虐待防止等に重点を置いた機動的な指導監査の積極的な実施をお願いする。特に、通報、苦情等の内容が利用者の生命、身体に関わるものである場合は、事前に通告を行うことなく監査を実施する等、状況に応じた柔軟な対応をお願いする。

また、今般の事案も踏まえ、実地指導においても、高齢者虐待との関連が疑われる場合などを含め、当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要がある場合には、監査と同様、事前に通告を行うことなく実地指導を実施することも検討するようお願いしているところである。

なお、上記に関連して、「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日付け老発第1023001号厚生労働省老健局長通知）別添1の「介護保険施設等指導指針」の見直しを「別紙1」のとおり予定しているので、申し添える。

(2) 関連事業所も含めた重点的な指導・監査の実施について

都道府県等におかれては、限られたマンパワーで効率的な指導・監査を実施して頂いているところであるが、今般の高齢者虐待事案を踏まえ、高齢者虐待事案等問題のあった事業所はもとより、当該事業所と関連する事業所がある場合については当該関連事業所も含めて重点的に指導・監査を行われたい。

また、所管管内において高齢者虐待事案、事故等が生じた場合には、当該事業所には保険者である市町村へ虐待等の速やかな報告を徹底させるとともに、集団指導など

の機会を活用して要因等の情報を提供するなどにより、虐待の再発防止に努められたい。

(3) 虐待事案に係る行政処分の厳格化について

虐待は重大な不正行為であり、決してあってはならないものであることから、都道府県等におかれては、今後、高齢者虐待を事由とした行政処分を行う場合は、適切な実態把握はもとより、より一層厳しい対応をしていただくようお願いする。